

表 通報対象となる行為一覧

1	許可を取得せずに戦略的鉱物資源両用品目を輸出する行為
2	輸出許可証に記載された範囲、条件または有効期間を超えて輸出する行為
3	輸出が禁止されている戦略的鉱物資源両用品目を輸出する行為
4	改造や部品・コンポーネントへの分解などの方法により、戦略的鉱物資源関連両用品目の輸出許可制度を回避する行為
5	第三国（地域）を経由するなどして、戦略的鉱物資源両用品目の輸出管理規定を回避する行為
6	貿易による輸出のほか、知的財産権のライセンス供与、投資、交流、贈与、展示、陳列、検査、試験、援助、技術伝授、共同研究開発、雇用・被雇用、コンサルティングなどの方式を通じて、規制対象となる戦略的鉱物資源関連技術を違法に国外へ移転する行為
7	輸出事業者による違法な輸出行為を認識しながら、代理、貨物輸送、配送、通関、第三者電子商取引プラットフォーム、金融サービスなどを提供する行為
8	輸出事業者、輸入事業者または最終使用者に対し、輸出管理規定の回避を教唆または支援する行為
9	輸出事業者が管理コントロールリストに掲載された輸入業者または最終使用者（エンドユーザー）と取引を行う行為
10	輸出管理リスト掲載品目または臨時管理品目以外の戦略的鉱物資源関連の貨物・技術・サービスについても、輸出事業者が輸出管理法第12条に定めるリスクの存在を知り、または知り得たにもかかわらず、商務部に許可申請を行わない行為
11	国内の輸入事業者または最終使用者が、商務部に対して行った誓約に違反する行為
12	外国政府から求められた輸出管理関連の訪問や現地調査などについて、規定に違反して無断で受け入れ、または受け入れを約束する行為
13	その他、戦略的鉱物資源両用品目の輸出管理に関する法規に違反する行為

（出所）商務部公告2026年第26号「戦略的鉱物資源関連両用（デュアルユース）品目の輸出管理における違法・不正行為の通報処理制度のさらなる整備に関する公告」